

埼玉県花と緑の振興センターボランティア運営要領

令和4年1月27日決裁

第1 趣旨

埼玉県花と緑の振興センターボランティア運営要領（以下「要領」。）は、埼玉県花と緑の振興センター（以下「センター」。）におけるボランティア（以下「ボランティア」。）の企画、募集及び運営について必要な事項を定めるものです。

第2 定義

この要領では、センターが企画しボランティアに対して依頼する作業等に対し、ボランティアが個人の意思により無償で参加する行為をボランティア活動（以下「活動」。）と称します。

2 この要領では、活動する個人をボランティアスタッフ（以下「スタッフ」。）と称します。スタッフにより組織される団体を園芸ボランティア団体（以下「団体」。）と称します。また、スタッフと団体を総称し、ボランティアと称します。

第3 ボランティア活動

1 ボランティア活動の企画・運営・指揮

活動の企画運営及び指揮はセンターが行います。

2 ボランティア活動の内容

活動の内容は次のとおりです。

（1）園芸ボランティア

活動は、センターの花植木展示園（以下「展示園」。）や施設、又は園外の施設等を良好な状態に保ち、展示効果を維持向上させる管理作業全般です。

作業は除草と清掃が中心で、他に落葉落枝の収集、軽剪定などです。

（2）テーマ別ボランティア

（1）以外の特定のテーマに関する活動です。

第4 スタッフ

1 スタッフの募集及び登録

（1）募集

センターは、毎年募集期間を定めスタッフを募集します。

(2) 応募要件

次に掲げる要件をすべて満たす者がボランティアに応募することができます。

- センター主催の「街の緑サポーター養成研修」を修了していること。
- 活動に意欲があり、活動ができること

(3) 応募方法

ア 応募は申込書様式1に必要事項を記入し、センターが定める期日までに提出します。

イ 団体は、活動のうち園芸ボランティアに応募する構成員をまとめて応募することができます。申込書様式2に必要事項を記入し、団体の代表者は、センターが定める期日までに提出します。

(4) 登録

センター所長は、申込書等により審査し、要件を満たす者をスタッフとして登録します。結果は応募者全員に通知します。

(5) 登録期間

登録期間は、4月1日から翌年3月31日までとします。

2 スタッフの留意事項

(1) センターとの事務連絡

ア 連絡方法

センターからの連絡は、原則としてスタッフ個人あてに行います。

イ 連絡手段

①連絡手段は、原則として電子メールとします。

○センターのアドレス h9518063@pref.saitama.lg.jp

○スタッフのアドレス 各スタッフが届け出たメールアドレス

②電子メールの使用環境が無いスタッフは、FAX、電話の順に連絡手段を選択します。

ウ 団体の特例

団体を構成するスタッフ全員の了解がある団体は、団体代表者若しくは代表者から委任されたスタッフ（以下「代表者等」。）を、センターとの連絡窓口とすることができます。この場合、団体内部の連絡体制を整えておいてください。

(2) スタッフの心得

ア 埼玉県行政サービスを担う一員であることを認識し、職員の指揮により活動していただきます。

イ 来園者の円滑な通行や施設の利用に配慮してください。

ウ 活動に際しては、自身及び他のボランティア、来園者等の事故防止に努めてください。事故発生の際は、直ちにセンター職員及び周囲のボランティアに知らせ、救護措置や被害拡大防止に努めてください。

エ 活動を通じ知り得た情報を外部に漏らしたり、他の目的に使用することは厳に慎んでください。

第5 活動日

ボランティアの活動日は、センターが事前に定めて活動計画表を作成し通知します。スタッフは活動日以外に活動することは原則としてできません。

(1) 園芸ボランティア

各スタッフ月1回程度の活動を基本とし、各スタッフの活動希望日を踏まえセンターが決定します。

(2) テーマ別ボランティア

センターが決定します。

(3) 中止・順延

センターは、活動日が荒天等の際は中止または中断する場合があります。活動前に中止とする時は、原則として第4の2(1)により通知します。また中止とした活動日を順延することがあります。

なお、活動日県内に熱中症警戒アラートが発表された場合は中止する。

(4) スタッフの欠席

スタッフは活動日に欠席する際は、当日の午前9時までにセンターに連絡してください。

第6 活動日の作業内容

活動日の作業内容は、活動日当日にセンター職員から説明します。

第7 事故の補償

(1) ボランティア保険

センターはボランティア保険に加入し、スタッフの活動中の事故や負傷に対しては、保険の範囲内で補償できるものとします。

(2) スタッフの賠償

スタッフが活動中に、故意または過失により人や植物、施設等に損害を与えた場合、センターまたは損害を被った者が、スタッフに対し賠償を求めることがあります。

第8 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、センター所長が別に定めます。

附則 この要領は令和4年1月27日から施行します。

附則 この要領は令和5年1月27日から施行します。

附則 この要領は令和6年2月26日から施行します。

附則 この要領は令和7年3月 6日から施行します。